

防府市障害者虐待防止センター設置要綱

平成24年10月1日制定

(趣旨)

第1条 障害者虐待の予防及び早期発見、障害者虐待を受けた障害者に対する自立の支援等を行い、障害者が住み慣れた地域で尊厳を持って生活が送れるよう、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）第32条第1項に規定する市町村虐待防止センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 名称は、防府市障害者虐待防止センター（以下「センター」という。）とし、防府市健康福祉部障害福祉課に置く。

(業務日及び業務時間)

第3条 センターの業務日及び業務時間は、祝日及び12月29日から1月3日までを除く、毎週月曜日から金曜日の午前8時15分から午後5時までとし、緊急の場合は、24時間連絡可能な体制を整えるものとする。

(業務)

第4条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第1項、第16条第1項若しくは第22条第1項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出若しくは第16条第2項若しくは第22条第2項の規定による届出を受理すること。
- (2) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- (3) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。